

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和6年9月12日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎

1. 欠席議員 1名

22番	石原幸雄
-----	------

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	大里明子
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課副参事	滝本仁
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和6年第3回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和6年9月12日（木）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 議案第50号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 3. 議案第51号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第52号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

日程第 5. 議案第53号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 6. 議案第54号 令和6年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7. 議案第55号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 8. 議案第56号 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 9. 議案第57号 令和5年度牛久市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第10. 議案第58号 訴えの提起について

日程第11. 議案第59号 工事請負契約の締結について

日程第12. 議案第60号 物品購入契約の締結について

日程第13. 議案第61号 物品購入契約の締結について

日程第14. 議案第62号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

日程第15. 認定第 1号 令和5年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

日程第16. 意見書案第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書の提出について

日程第17. 意見書案第7号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書の提出について

日程第18. 休会の件

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

2番石原幸雄議員から欠席の届出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、18番須藤京子議員。

〔18番須藤京子議員登壇〕

○18番 須藤京子 議員 皆様、改めましておはようございます。市民クラブの須藤京子でございます。

今定例会は開会日より体調不良により欠席、あるいは早退をいたしまして大変申し訳ございませんでした。本日は一般質問の最終日、精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まずは令和5年度決算についてでございます。

この一般質問では、決算の総括と財政状況を踏まえた市政運営について質問をいたしたいと存じます。

最初は、令和5年度の財政の収支状況について、プライマリーバランスの観点で質問をいたします。

プライマリーバランスとは、社会保障や公共事業をはじめ、様々な行政サービスを提供するための経費、政策的経費を税収等で賄っているかどうかを示す指標で、基礎的財政収支のことです。

現在、国では2025年度に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指し、財政健全化目標が示されているところでありますが、達成できる状況とはなっておりません。牛久市でもかつてはプライマリーバランスが均衡している状況であっても収支が改善するところまでには至っていないのではというふうに思っております。令和5年度決算は、歳入決算は334億5,000万円で対前年度比0.6%、2億円の増額で、歳出は316億5,000万円で同比1.2%、3億8,000万円の増額でした。歳出は、義務的経費は対前年度比5,000万円の減額となりましたが、依然として扶助費は増加傾向にあり、前年度比3億3,000万円の増額となっているとのことでした。

それでは、基礎的な財政収支について、令和5年度から遡った直近5年間の推移を伺います。

ただ今回は、通常収入総額から市債の発行による収入と支出総額から市債償還を除いた支出の額から、さらに歳入では基金からの繰入金と繰越金、また歳出では基金積立金を除いた収支をプライマリーバランスとしてお示しいただきたいと思います。

また、プライマリーバランスが黒字であったとしても、元金償還額が新規の市債発行額を下回っている場合は、市債残高は減少しないことから元金ベースでのプライマリーバランスの状況はいかがか、併せて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 プライマリーバランスにつきましては、地方自治体の基礎的な財政収支を示すものであり、議員御指摘のとおり「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」では、歳入総額から市債発行による収入、基金繰入金及び繰越金を除いた額と、歳出総額から公債費、基金積立金を差し引いた額の収支として定められてございます。

本市のプライマリーバランスは、令和元年度がマイナス15億3,000万円、令和2年度が1億7,000万円、令和3年度が19億6,000万円、令和4年度が17億4,000万円、令和5年度が16億1,000万円となっており、令和元年度につきましては、ひたち野うしく中学校建設や清掃工場延命化工事などの投資的経費が大きく、プライマリーバランスが大きくマイナスとなりましたが、令和2年度にプラスに転じ、それ以降は15億円以上の黒字が転じている状況でございます。

次に、普通会計における元金償還金から市債発行額を差し引いた元金ベースのプライマリーバランスにつきましては、令和元年度がマイナス13億円、令和2年度がマイナス4億4,000万円、令和3年度がマイナス4億円、令和4年度が10億5,000万円、令和5年度が6億2,000万円となっており、令和4年度以降は、国の地方財政計画による臨時財政対策債発行額の減額に伴い、市債発行額が減少し、数値はプラスに転じてございます。

このように、本市のプライマリーバランスの状況は、いずれも黒字に転じており、プライマリーバランスの均衡を保つため、市債発行や基金取崩しに頼らず、行政サービスを実施できた結果として捉えておりますが、今後控えております中央生涯学習センターをはじめとした公共施設の老朽化対策や小中学校の長寿命化、また、国の地方財政計画に基づく臨時財政対策債の動向によっては、市債残高が増加することによる将来負担の増加や、プライマリーバランスの悪化などが見込まれることから、投資的事業の平準化を図りながら、投資と借入れのバランスを考慮し、財政運営を進めてまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 牛久市はプライマリーバランスでも黒字ということでした。ただし、令和元年度は赤字でしたし、その前年もたしか赤字であったと思います。このことから見れば、この黒字化はコロナ禍による影響で、国の地方財政へのてこ入れがあったためだと思われませんが、市債現在高を見ても元金ベースでも収支が図られていることから、健全な財政管理ができていると判断いたしました。

では、単年度で見たときの収支の状況はいかがでしょうか。単年度収支は、令和5年度は令和4年度に引き続きマイナスとなっています。しかし、実質単年度収支で見れば黒字です。ただしその額は減少しております。この収支の状況をどう見ているのか。コロナ禍の影響があるのか。中長期の財政運営の観点からは単年度収支の状況をどう捉えているのか見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 単年度の収支状況を示すものとして、単年度収支及び実質単年度収支が挙げられます。

単年度収支につきましては、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものであり、黒字を増やしたか減らしたのかを見るもので、令和4年度がマイナス3億9,000万円、令和5年度がマイナス2億4,000万円で、1億5,000万円の増加となりました。

次に、実質単年度収支につきましては、単年度収支に財政調整基金積立金及び繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩しを差し引いたものであり、どのようにやりくりをしたのかを見るもので、令和4年度が5億3,000万円、令和5年度が5億円で、3,000万円の減額となりました。主な要因につきましては、令和5年度決算において、市税や地方交付税の増額があったものの、扶助費や投資的経費などが増額となり、財政調整基金積立金を除いた歳出総額を押し上げたことにより、減額となったものでございますが、令和2年度以降プラスの金額で推移をしているところでございます。

今後におきましても、物価高騰や賃金上昇による影響、また公共施設の老朽化対策など、歳出を押し上げる要因が見込まれる中、実質単年度収支だけではなく、経常収支比率や実質公債比率など、各種の財政指標に注視しながら、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 牛久市におきましては、各部局の努力により相対で見れば収支のバランスは取れているものと確認をいたしました。ただし、今後も社会保障関係費の増加が見込まれることから、牛久市が魅力あるまちづくりを進めるためには歳入の確保が必要不可欠であることは言うまでもありません。そこで、歳入確保策、自主財源の増額の取組について質問いたします。

令和5年度の歳入は、地方交付税や譲与税、交付金の増額だけでなく、昨年度に減額になった地方税が増額に転じたほか、ふるさと寄附金などの自主財源も増額となったことでもあります。この地方税の増額の要因は、個人市民税の増額によるものですが、これは納税者が増えたことによるものなのか、納付額が増えたことによるものなのか、徴収率が上昇したことによるものなのか、その背景は何か伺います。

また、大きく増額となったのがふるさと寄附金であります。どのような取組を行ったのかも併せて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 令和4年度決算で落ち込んだ市税は、令和5年度決算では1億円の増額となり、122億2,000万円となりました。

徴収率増加の取組として、これまでも実施している夜間納税相談、休日納税相談に加え、令和5年度からは納付書にeL-QRを付し、電子マネーだけではなくクレジットカード等の納付手段が拡大したことなどから、令和5年度は市税の徴収率が96.3%から96.5%と0.2%

増加となりました。また、個人市民税につきましては、納税義務者数の増加及び総所得金額等の増加により、所得割額と均等割額合わせて8,600万円増加した一方で、固定資産税につきましては、償却資産の減額が大きかったものの、新築家屋の増加により家屋分が増加したことから、減少幅は少なく、また家屋分の増加に伴い、都市計画税も併せて増加したことが、市税が増加した要因となっております。

次に、ふるさと寄附金につきましては、3億円増額の8億1,000万円となりました。

令和5年度は同一の返礼品であっても、容量や種類を幅広く取りそろえることで、多様なニーズに対応することが可能な返礼品の展開を進め、掲載数を833品目まで増やしてまいりました。

また、返礼品を掲載するポータルサイトの数につきましても、令和5年度に新たに5つのサイトを開設し、13のサイトで寄附の募集を行ったことにより、寄附額の増加につながったものと考えてございます。

本年度は既に2つのサイトを新たに開設いたしました。10月以降にもさらに2つのサイトを開設する予定となっており、今後におきましても牛久市及び返礼品などのPRを積極的に実施しながら、引き続き寄附額のさらなる増加に向け取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 次は、財政分析指標から見た財政状況と市政運営についてであります。

牛久市の財政状況は、抑制的な市政運営によって収支の均衡が図られていることが分かりました。しかし、現在牛久市でも少子化に歯止めがかからず、2016年から人口の自然減少が続き、また一方で2018年からは転出数が転入数より多い社会現象も生じております。牛久市は人口戦略会議が発表した人口消滅都市には上げられていないものの、このまま人口減少が進めば地域経済の縮小や生活関連サービスの縮小、行政サービスの低下などによって地域が衰退しかねない状況となるかもしれません。そこで、経常収支比率の悪化や財政力指数の低下の意味するものを的確に捉え、市の魅力度を高める積極的なまちづくりに生かしていかなければならないと思っております。令和5年度決算を見ても、年々経常収支比率は上昇し、財政力指数は低下しております。また、経常収支比率を臨財債等の調整が少ない現数値で見れば、平成30年度は100を超えており、直近5年間ではそこまで至っておりませんが、厳しい状況であることは事実でございます。こうした財政力の低下を、市としてはどこに原因があり、どう改善していくのか。市政運営の方針は、例年決算時に財政課がまとめる決算の特徴に示されてはおりますが、これも例年と変わらない内容となっております。財政運営に劇的な特効薬はなく、健全な財政運営の積み重ねが重要なことは言うまでもありません。しかし、一方で安定的な持続可能な市政運営ができているからこそ、さらに市の魅力度を高める積極的なまちづくりを進めることも可能ではないかと思うものであります。市長となって1年が過ぎようとする今、今後のまちづくりについての考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

経常収支比率につきましては、前年度比2%増の93.6%となっており、臨時財政対策債などを除いた経常収支比率は1.1%増の94.7%となりました。

その主な原因といたしましては、歳出における障害者及び障害児給付費並びに民間保育園運営費負担金などの扶助費や、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金といった、社会保障経費に係る経常経費充当一般財源が増加となったことに加え、国の電気代軽減策により電気料が減額となったものの、物件費の経常経費充当一般財源が4,000万円増となったことから、物価高騰による影響を強く受け、増加に至ったものと認識しております。

また、財政力指数につきましては、前年度比0.029ポイント減の0.798となっており、依然として県内平均の0.677を上回っている状況であります。

その主な要因といたしましては、税収等の基準財政収入額は増加となっているものの、75歳以上高齢者人口の増加に伴い、社会保障費が増加している状況から基準財政需要額の増加が基準財政収入額を上回る増加となっていること、また、令和5年度は地方交付税制度において、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が創設されたことが影響しており、県内他市町村におきましても同様に財政力指数が減少している傾向を示しております。

経常収支比率及び財政力指数につきましては、本市の財政状況を図る上で重要な指標として捉えておりますが、私が市長に就任して初めての決算の状況を見て、現在実施しておりますおくの義務教育学校一体型校舎の建設に、今後控えております小中学校の長寿命化や空調設備の更新、また公共施設の老朽化対策が年々増加していることを鑑みますと、思っているほど自由に政策に振り向けられる余裕はないというのが実感であります。

これに加え、進展している少子高齢化や人口減少を考えますと、引き続き費用対効果の検証や徹底した無駄の排除に取り組み、前例踏襲による補助の見直しを行い、国県補助金を最大限活用するとともに、ふるさと納税の推進などを通じて新たな財源を確保することなどにより、歳入歳出の両面で改革に取り組んでいくことが必要であるものと考えております。

また、持続可能な財政基盤の構築と併せ、魅力あるまちづくりを進めていくことで、「牛久市に移住したい」、あるいは牛久市に住んでいる方が「他市町村に移住したくない」といった選ばれる町であり続けることが重要なものと考えております。

今般の議会に上程いたしました、新たな牛久市の強みを民間の視点も取り入れ洗い出すシテイプロモーションコンサルティングの実施や、ひたち野うしく駅周辺の調整区域における宅地開発の可能性を検討することで、さらに本市の魅力を高めるべく、積極的なまちづくりを進めてまいります。

今後におきましても、スピード感をもって市の魅力度の向上を図りながら、本市がこれまで以上に「選ばれるまち」、「住み続けたいまち」としてあり続け、その結果、持続可能な財政基盤の構築が図られるよう、様々な施策を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 市長が思っているほど自由に政策に振り向けられるほど財政の余裕

はないということ、これはまさに実感であろうと推察いたします。だからこそ、ただ、まだ牛久市は財政が厳しいとはいっても1年、2年でどうこうなるようなものでもありません。今後のまちづくりそのものにかかってくるかというふうに思っております。今期の定例会のほうにはシティプロモーションに関する補正予算が上がっているということで、前回私、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、地域のブランド力、ブランディングをより一層ブラッシュアップしていくということが必要になってくると思います。シティプロモーションということ、同じような意味だというふうには思っておりますが、ぜひともこの地域のブランド力を高めるための取組にさせていただき、そして来年度は市制施行40周年という節目というふうにも伺っておりますので、このときにゆるきやらも含めまして、大々的に牛久市のさらなる飛躍を遂げるような施策を打ち出していきたい。そのために、一時的に財政が厳しさを増すということはあるかもしれませんが、それは今後の中で解消していけるようにそうした取組をしていただければというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく特定事業主としての取組についてでございます。

現在、2018年に制定された働き方改革関連法、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、企業は規模の大小を問わず、順次長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇を目指す措置が求められ、多くの企業が働き方改革を実現するための取組を進めているところであります。また、この4月1日からは、労働基準法の改正で、準備期間として5年間適用が猶予されていた運送業と建設業、それに医師の3業種で時間外労働の上限規制が始まりました。しかし、こうした流れの中、公務員の働き方については進んでいるとはいいたくないと思っております。公務員の仕事は、様々な住民への行政サービスを一つ一つ丁寧に人的リソースで対応することも多く、その業務は膨大で長時間に及び、働き方改革が進めにくい環境であるからだと思っております。

牛久市では、今年度になりまして、市職員の時間外労働の縮減を目的とする実態把握が進められております。これまで学校の教職員の働き方改革には取り組んできたものの、市職員への働き方改革はどうだったのでしょうか。全国を見れば、平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の成立や、平成27年8月の女性活躍推進法の成立により、1事業主の立場として自治体にも特定事業主行動計画を策定することが義務づけられ、職員のワークライフバランスの実現を図るための計画が策定されております。牛久市では、この計画がホームページ上には見当たりません。公表されているのは、内閣府男女共同参画局への公表情報のみとなっております。

そこで、市職員の時間外労働の縮減を図る取組を、働き方改革に照らした取組へと発展させることが重要ではないかと考え、男女が共に働きやすく、共に活躍できる職場環境の整備を、特定事業主としてどうつくっていくのかという視点で質問をしたいと思います。

働き方改革を実現するための取組、現在の労働環境においては、これまでのように残業ありきの働き方は限界に来ており、終わらなければ残業すればいいというやり方は通用しなくなってきた

ております。これは自治体においても同様で、育児や介護等働き方に考慮しなければならない職員が増えてくるのは確実で、働き方を改革すべきなのは公も民も同様だからだと思っております。そのためには、よりよい市民サービスを提供し続けるために、職員一人一人が意識を変えていかなければならないことも必要かと思われまます。

また、市長を含めた全職員が横のつながりを強め、組織の縦割り意識をなくし、担当する業務に捉われず、市民サービスの向上のため、やりがいを持って業務に取り組む職場環境をつくっていかねばならないと思われまます。

そこで、働き方改革を実現するための取組として、1. 時間外勤務の縮減、2. 休暇の取得促進、3. 多様で弾力的な働き方の推進などの取組状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 現在行っている時間外削減の取組について申し上げます。

初めに、時間外勤務の現状でございますが、職員の時間外勤務時間の上限は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則により、災害その他特定の場合を除き、月45時間かつ年360時間と規定されております。しかしながら、昨年度はその規則に定める月45時間を超える時間外を行った職員が延べ307人に上るばかりか、過労死ラインと言われる月80時間を超える職員が延べ46人、さらには医師の面談指導が必要となる月100時間を超える職員が延べ40人に上っており、その結果、長時間労働による疲労から心身に不調を来す職員が出てしまうなど、看過できない状況にございました。

もとより労働基準法が適用されない地方公務員においては、それに代わり時間外の上限を定めている規則を遵守することは、労働者を守るために大変重要であり、現状を真摯に捉える必要がございます。

このことから、その状況を是正するため、本年7月から組織的に時間外勤務をリアルタイムに把握し、過度な時間外を防ぐための対策を講じることといたしました。

具体的には、管理職員が毎日職員の時間外勤務時間を確認し、20時間を超えた場合、課長が課内で業務分担の割り振りを変更するなど、具体的な対応策を講じます。さらに職員の時間外が30時間を超えた場合には部長が部内で業務分担の見直しや配置変更などの対応策を講じるとともに、その対策について副市長がヒアリングを行い確認することといたしました。

これにより、管理職の適切なマネジメントの下で、大切な職員の健康を守ってまいりたいと考えております。

また、これまで市役所の仕事のやり方はややもすると個人任せの傾向がありましたが、働き方改革を実現するためには、これからは組織で仕事をする形に変えていく必要があり、そのために管理職はもとより職員全員に仕事に対する意識を変えていただく必要があると考えております。

市といたしましては、時間外勤務の縮減と併せ、休暇取得を促進することなどにより、ワークライフバランスが図られ、職員が生き生きとして働ける職場環境を目指し、働き方改革を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 部長は淡々と御答弁をいただきましたが、牛久市の時間外勤務の現状を伺って啞然とするばかりでございます。多くの市民の方々が抱えている公務員のイメージと実際がこれほどかけ離れていることを、ブラック企業並みの職場であることを私たちはあまりにも知らな過ぎると思いました。職員の時間外勤務については、私のもとにも職員の家族の方から残業の多さに体と心を病むのではないかと心配する声が寄せられておりましたが、これほどとは正直思っておりませんでした。まさに働き方改革の一丁目一番地が時間外の削減と言えるでしょう。一昨日の同僚議員の質問の中にも牛久市の常勤職員、会計年度任用職員に関し、牛久市のいびつさを指摘するものもありましたが、職員数を人件費という財源論の中で議論し、義務的経費の削減、人件費の削減こそ財政の立て直し策のように認識しては、行政サービスを人の手によってしか対応できない市役所という職場において、雇用を守ることへの意識は置き去りにされてしまうのだと改めて思った次第です。働き方改革が公務員に及びにくい現状は、他に厳しい不寛容という時代に生きる私たち、市民一人一人の問題であると感じずにはいられませんでした。

ところで、こうした勤務実態でありながらも、一方で時間外勤務を一律に規制してほしくないという職員の声も聞いております。これまで残業ありきで仕事をしてきた部署においては、業務内容・量が変わらない中で一律に時間数で切ってしまうというのは、その業務の実態を知らないからできるのだと執行体制への反発につながりかねないと私は危惧するものであります。

また、一昨日の同僚議員の部長級人事異動に関する答弁の中で触れられていた人事への思い、それらは職員それぞれの職域において働き方に対する意識も改革への認識も一様ではないと思われることから、働き方に関する意識改革の徹底、職員とのコミュニケーション、情報共有をさらに深めていただくようお願いを申し上げます。

それでは次に、子育て介護を支える取組についてでございます。

子育て、介護等を行う期間は仕事との両立に対する不安など様々な問題に直面することがあります。職員が安心して仕事と家庭生活を両立し、それぞれの役割責任を果たすことができるようにするためには、お互いの立場を認め、職場全体で支え合うことが重要になってきます。このため、子育て、介護等の家庭における役割を果たしながら、仕事でも活躍できる職場を実現するために、1. 妊娠・出産等への配慮、2. 育児・介護に係る休業等を取得しやすい環境づくり、3. 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組など、職場全体でのサポート体制の整備、支援制度の活用を進めていかなければなりません、牛久市の取組状況はいかがでしょうか。

また、男性職員の育児休業取得の推進、そしてその経験が一市民の視点を業務に反映させるなど、仕事の質を向上させる機会、私生活の時間確保のため効率的に働く意識づけにつながるような働きかけも必要と考えるところですが、併せてお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 妊娠・出産等の配慮につきまして、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定められた休暇として、産前産後休暇のほかに、妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体・胎児に影響があると認める場合や妊娠中の職員の業務が母体・胎児に

影響があると認める場合、また、つわりのために勤務することが困難な場合、保健指導や健康診査を受ける場合には、それぞれに時間や日数は特別休暇として付与されております。

次に、育児・介護に関わる休業等を取得しやすい環境の整備等といたしましては、職員が育児休暇により不在となる期間に所属課において職員不足とならないよう休職代替職員として臨時の正職員を採用する等の配慮をしております。

次に、固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組といたしましては、人事課で毎年新規採用職員を対象として、また、市民活動課では管理職を対象として男女共同参画の研修を行っております。

なお、男性職員の育児休業取得から始まる様々な意識改革につながる働きかけにつきましては、大変意義のあることというふうに観念しております。実施できるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 次に、女性の活躍推進に向けた取組についてでございます。

少子高齢化及び生産年齢人口が減少している状況の中、女性の活躍推進が重要であることは言うまでもありません。また、人口の約半分を占める女性の視点は、生活に密着した行政運営をさらに発展させるためには必要不可欠と言えます。このため、女性職員の育成、登用を進め、政策決定、意思決定の場への女性職員の参画拡大を行い、行政サービスや各種政策の質を高めていく必要があります。そのため、管理職を目指す女性職員がリーダーとして必要なキャリアを積む環境を整えるだけでなく、あらゆる職の女性職員が活躍できるよう女性職員自身はもちろん、業務を割り振る管理職の意識を高めていかなければならないと考えるものであります。また、女性職員が活躍するためには、長時間労働の是正や男性の育児参画の推進など、働き方改革を実現するための取組や子育て・介護を支える取組も欠かすことができません。

これらの取組と併せて本人の意識も尊重しながら、女性活躍に関する意識向上の周知、女性のキャリアアップ研修の拡充、各種会議やプロジェクトへの女性職員の登用、女性活躍に関する管理職への研修実施などについて総合的に取り組むことが肝要であると考えております。

こうした点を考慮した取組ができているのか、市の現状を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 議員のおっしゃった点のうち、各種会議、プロジェクトへの女性職員の登用といった点につきましては、既に男性、女性といった視点による登用ではなく、それら事業に適した能力のある職員の登用が牛久市においても一般的になっていると思われれます。また、そのほかの点につきましても、若い世代の職員を中心に、女性だから、男性だからといった考え方は見られなくなっており、男女共同参画という意識が浸透してきていると感じております。

しかしながら、現状としては育児や介護を担う職員の多くは女性であり、そのような女性職員の活躍のためには、仕事と家庭を両立できる環境を整えることが重要であること、男性職員の意識改革はさらに重要であると認識しておりますので、職場全体で女性職員が活躍できる体制や環境整備に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 私は現在、NHKテレビで放送されているテレビ小説を拝見しているところですが、今回のテーマは法曹界における女性の活躍のこれまでの歴史がつぶさに見ることができて、こうした女性たち、そしてそれを理解する男性たちの積み重ねが現在の社会をつくっているのだなということに改めて認識しているところであります。

答弁の中にもありましたけれども、男性・女性といった視点による登用ではなく、これは確かにそうなんです。けれども、現実社会の中で女性が置かれている状況は、やはり今でもテレビ小説の中の時代とそう変わらない部分もあるかと思えます。より女性に手厚くして女性の出発はゼロからではなくマイナスというふうにも言われております。そこからゼロに上がるのさえこれは手だてが必要で、それからさらに男性と一緒に肩を並べるということは、そこからが初めてであって、その前の段階をも含めた支援策、これを考えていかなければならないというふうに思っております。

牛久市が遅れているというふうに言っているわけではございません。私も市民団体の一人としてこうした問題に取り組んでまいりましたが、これからもより一層女性たちが活躍できるように、伸び伸びと活躍できるように、あれかこれかを選択するのではなく自分の人生が実現できるように、そしてそれが社会全体で共有できるような社会になっていくこと、これは障害福祉の現場でもそうですけれどもお互いに寛容であらねばならないというふうに思っているところでございます。より一層の取組の強化をお願いを申し上げます。

それでは次に、3番目の質問に移ります。

障害福祉サービス等報酬改定による就労系サービス事業所への影響についてでございます。

まずは就労系サービス事業所への影響について、就労継続支援A型事業所の閉鎖と影響を受けた障害者の動向でございます。

令和6年度は、介護報酬改定とともに障害福祉サービス等報酬も改定が行われました。この報酬改定によって、事業所運営に少なからず影響を受けサービス提供の在り方が変わってきております。

今年3月、つくば市の就労継続支援A型事業所に通っていた障害のある方の保護者の方から、事業所が閉鎖され子供の先行きが心配であるとの連絡をいただきました。この方の子供さんは同じ事業所が運営するB型事業所に通うことになりましたが、賃金の減少が労働意欲の減退につながり、生活リズムの乱れにつながらないか懸念しているということでもございました。

A型事業所については確かに不適切な運営・経営をしている事業者が存在していることを承知しておりますが、そもそも経営が成り立つ構造になっていない制度設計であることが改善されなまま、生産活動収支の向上に向けた取組や、一般就労への移行等を促すために、スコア方式による評価項目の見直しが行われたことによって、事業運営が破綻する結果につながったことは憤りを覚えずにはられません。

8月14日の茨城新聞には、障害者5,000人解雇・退職、329就労事業所閉鎖という見出しで共同通信が実施した全国自治体調査の結果を伝えております。この調査は、都道府県、政令市、中核市の129自治体に実施したもので、解雇・退職者が多い自治体は大阪市、三重県、

名古屋市などでした。茨城県は閉鎖事業所7か所108人で、多いほうの自治体の10位となっております。新聞によれば、県は利用者、ほかの就労事業所に引き継ぐなど調整を進めており、閉鎖に伴う影響はほぼないということでした。しかし、これは県が言うように影響はほぼないと言えるものなのでしょうか。私のもとに連絡くださった保護者の方も、これは国の制度設計によるものであり、事業所閉鎖は事業所の判断によるものであることは十分承知している。市として責任があるとも言えないと理解しておられます。しかしながら、市としては今回の改定で明確になった事業者の経営改善の取組の影響をどう見ているのでしょうか。市内の事業者の動向はどうなのでしょう。今回に関しては、閉鎖等について利用者や家族からの相談はあったのでしょうか。今回の報酬改定がもたらした市内の状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 令和6年度障害福祉サービス報酬改定により、就労継続支援A型事業所では、利用者による生産活動が黒字になっているか、赤字の場合はその改善が図られているかなど、事業所の収支を重視するようになり、赤字の事業所では報酬がこれまでより減るようになりました。

現在、市内に就労継続支援A型事業所は7か所あり、うち1か所については今回の報酬改定を受けて休業になりました。ほかの事業所では、業務請負先の企業内で就労支援を行う「施設外就労」を積極的に活用するなどにより、収支の黒字化を図る対応をしております。

また、今回の報酬改定に関連して、市内の就労継続支援A型事業所のうち2事業所から今後の収支改善やサービス提供体制についての相談及び休業となりました事業所の利用者2名から今後の就労についての相談を受けております。4月以降、うち1名は一般就労し、1名はほかのA型事業所の利用を開始してございます。

なお、令和6年8月末現在、就労継続支援A型の支給決定を受けている者は115名となっております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 今回の改定は、生産活動の収入が経費を上回っていない事業所への経営改善を強く促すものであるという国の趣旨は理解しなくもありませんし、当該事業所の運営の甘さは否めないところでもあります。理想どおりにいかない現場の実態との乖離を事業所の努力に委ねているようにも思います。

A型事業所には一般就労への移行支援体制加算が設定されておりますが、この対象事業所はあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6か月に達した「就労定着者」が前年度にいる場合、就労継続支援A型事業所は前年度の就労定着者数の数に応じて「就労移行支援体制加算」を取得することができます。

現在、この加算を取得している事業所は市内に3か所ございます。

なお、就労継続支援A型事業所の利用者のうち令和5年度に一般就労した者は7名おりました。福祉事業所から一般就労へ移行した者について、雇用継続の調査は行っておりませんが、就労や生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようにサポートを受ける「就労定着支援」の利用者は現在13名おります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 次に、就労移行支援等サービス事業所への影響についてでございます。

就労移行支援や定着支援の充実に向けた取組を実施している事業所の状況について伺います。

今回の改正では、就労移行支援や定着支援サービスにおいても報酬改正が行われ、新たな見直しが行われております。その中で、事業の未実施による減算や新設された部分の加算が算入されています。これらも事業所がどう取り組むのかということではありますが、定着支援連携促進加算のような取組が求められていることに対して、市として行うべきことはあるのか伺います。

牛久市では、第7期障がい福祉計画において、前期よりも若干ではありますが目標値を上げております。この目標値の設定そのものについての言及は避けませんが、現状より幾らかであっても目標を高くするという姿勢に鑑みれば、市として事業所任せであってはならないと考えるものでございます。また、新たに創設される就労選択支援の方向性も示されております。こうした国の方針に沿って事業者が事業運営を充実させるために必要な支援をしていくことが市にも求められていると考えます。

今回の改定がサービス提供者に与える影響をどう認識し、市として取り組んでいくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 現在、市内には障害者の企業等への就労を支援するための「就労移行支援」を提供する事業所が4か所、「就労定着支援」を提供する事業所が3か所ございます。これらの事業所が、関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するために、ケース会議等を実施した際に報酬に加え「地域連携会議実施支援加算」を取得できる報酬算定となっております。

現在、この加算を取得している事業所は市内にありませんが、今後、市内事業者がケース会議を開催するに当たり構成員として市への参加要請があった際には協力を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 コロナ禍とはいえ、自立支援協議会の開催でさえなかなか実施されてこなかったという牛久市があって、こうした地域連携会議の開催が求められるような体制は一朝一夕にはいかないところだと思いますが、事業所がどう取り組んでいくのか、取り組みやすい環境を整備していくのも市の役割と考えます。より一層の御支援をお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問、高齢の障害者に対する支援についての質問に移ります。

まずは介護保険サービス優先によって生ずる障害福祉サービスへの影響についてであります。

この問題については、私は令和4年第1回定例会において介護保険優先がサービスの低下を招

く障害福祉の現状と課題についてと題し、市の窓口対応、対象者への情報提供の在り方、ケアマネージャーの障害に対する理解と適切な障害福祉サービスの利用促進について一般質問で取り上げております。それから2年を経過しておりますが、そのとき指摘した事項はほとんど変わっていないと言わざるを得ません。それは、なぜなのでしょう。

国でも高齢の障害者への支援の在り方をめぐっては検討がなされているところではありますが、それはほぼ障害者の高齢化によって生ずる問題です。しかし、私が取り上げているのは、高齢者が病気等により障害を負うことになってしまった人のことなのであります。これは同じ問題のように見えるかもしれませんが、全く違う点が障害への認識です。介護保険が優先されるといっても障害特性に由来する障害福祉サービスは別途提供されなければなりません、それを支え手の側も本人すらも気づかない可能性が高い点が、障害者の高齢化の問題と違うのであります。

市役所社会福祉課における高齢障害者への窓口対応は適切にできていると言えるのか。また、介護保険利用者への障害福祉サービス利用可能に関する情報提供についても行われているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、原則として介護保険サービスが優先されます。65歳を過ぎて障害者手帳を取得した方については、障害をきっかけに急激な身体や生活の変化に対応が追いつかず、介護保険サービスだけでは賄えないことも多く、障害福祉サービスを組み合わせることが重要であると認識しております。

窓口対応においては、初めの相談は高齢福祉課となることが多くなりますが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものでなく、その方の個別の状況に応じ、求めている内容を丁寧に聞き取り、利用できる障害福祉サービス等の案内をその方に合った説明方法で丁寧に説明し、理解していただけるよう努めております。

一方、居宅サービス計画を立てる介護支援専門員に障害福祉サービスについての理解促進を図るため、今後事業所を集めた会議の場などを通じまして障害者の特性等を理解していただき、適切なサービスにつながるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 この御答弁は前回と変わらないものでございます。でも、行政としてはそうとしか言いようがないのかもしれませんが。そこで、こうした状況をどうしたらいいのかを考えたとき、福祉人材の不足が否めない中ではサービス提供事業所の確保のための共生型サービス拡大に向けた取組が必要ではないかと思ひ、質問する次第であります。

障害者が65歳に到達して以降、65歳以上の高齢者が障害を負ったとき、市町村は一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護サービスにより受けることが可能かということ判断することになっているということは今も御答弁をいただきました。市町村が適当と認める支給料が介護保険サービスにのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害総合支援法に基づくサ

ービスを受けることが可能であり、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されなければなりません。これもおっしゃっておられます。しかしながら、昨今の福祉分野では深刻な人材不足に陥っており、また、報酬単価の見直しにより、より収益性の高い事業へと人材を集中させる傾向が顕著に見られる現在、結果として求める福祉サービスが受けられない状況が日常生活の中では起きております。

こうした状況を改善するために、国は平成30年より障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続の特例として、共生型サービスの整備推進を打ち出しています。共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する研究調査事業報告書によれば、共生型サービスの整備や推進において、自治体としてどのような課題があるかを見ると、都道府県、市区町村とも、共生型介護保険サービスの地域ニーズ、利用者ニーズが十分に把握できていないが最も多く、次いで自治体として共生型介護保険サービスをどのように推進していくか、検討が深まっていないが多かったということでした。これは、都道府県や指定都市への調査であり、一般の市では方針も定まっていらないように思いますが、今後この共生型サービスの事業所の整備を進めていかなければならないと考えるものです。牛久市ではどういう状況であるか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 共生型サービスは、介護や障害のサービス事業所で両方のサービスが同じ事業所で受けられるようにするため、平成30年4月に創設された事業所の指定制度になります。

例えば、障害福祉のデイサービスを利用されている方が65歳になると介護保険制度が優先となり、通い慣れた事業所でのサービスが利用できなくなり、別の介護保険におけるデイサービス事業所に移らなくてはならない状況になります。しかし、この障害福祉のデイサービス事業所が共生型介護保険サービスの事業所指定を受けることにより、そのまま同じ事業所を継続して利用できるようになります。そのほか、共生型サービスのメリットとして高齢者や障害児・者など多様な利用者が同じ場で過ごすことで相互理解が深まり、暮らしの豊かさにつながる。さらに、今後介護士等の人材が減少していくと予想される中、このサービスの導入により貴重な人材を有効に活用することができ、事業所の職員にとっても高齢者、障害者の双方に関わることで、総合的な介護技術、専門性を高めることにつながるものと考えられております。

現在、本市における共生型サービスの事業所は1か所にとどまっている状況です。

共生型サービスを広めていくためには、ニーズの把握や事業者の理解が必要となりますので、事業者から相談があった際には指定権限を持つ県と連携し、制度にのっとり共生型サービスの普及に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 それでは最後に、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担を軽減する取組についてであります。これは障害福祉サービスを利用してきた方が65歳に到達して以降に発生する介護保険サービスの利用による利用者負担の課題についてであります。この介護

保険サービスの利用に伴う利用者負担については、従来利用してきた障害福祉サービスと同様のサービスを利用するにもかかわらず、利用者負担が発生するといった課題に対して、平成30年4月から新高額障害福祉サービス等給付費を創設されましたが、この制度を利用した障害者は自治体全体の平均で約3.4人、1人当たりの年間の支給額は14.3万円となっているという厚労省の社会保障審議会で指摘をされているところでございます。

また、この制度について積極的に周知していない自治体や支給実績のない自治体も一定程度存在するとの指摘もあります。

対象となる方の要件もあり、限定的ではありますが、新高額障害福祉サービス等給付費の牛久市での利用状況はいかがでしょうか。また、高額障害福祉サービス等給付費の利用状況はどうでしょうか。そして、適切な利用が図られるよう、手続等への支援は行われているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 新高額障害福祉サービス等給付費は、住民税非課税世帯、生活保護世帯の65歳以上の方が、65歳になる前に5年以上介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合、介護保険移行後に支払った障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額が償還払い方式により支給される制度になり、平成30年4月に創設されました。

これは住民税非課税世帯、生活保護世帯の障害者が障害福祉制度を利用するときの利用者負担額はゼロ円ですが、介護保険制度では利用者負担額として、サービス費用の1割負担が生じるため、介護保険移行後の利用者の費用負担を軽減する目的で給付するものでございます。

平成30年度から令和2年度までの対象者はおりませんでした。現在は令和3年度の対象者の抽出を行っております。なお、対象者が抽出された際には、勧奨通知を送付し、適切な給付が受けられるように支援してまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 高齢障害者の福祉サービスにつきましては、なかなか一般で御理解いただけない部分もあるかと思います。牛久市でも高齢福祉課なのか、障がい福祉課なのか、相談に伺いたいという市民の方が迷うところもあると伺っております。両課の連携を深めつつ、より一層市民の皆様へ寄り添う相談体制ができることを願っております。

以上で、私の……。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 すみません。今回の議員の一般質問の中で、ちょっとそのときに答弁すればよかったのかもしれませんが、締める前にちょっと幾つか御紹介させていただきたいというふうに思っております。

まず、市の財政の件でございますけれども、先ほど答弁したとおりの内容ではありますけれども、私が率直な意見として、就任当初よりも思ったより施策に充てられる財源がないといった答弁書で答弁したとおりでございまして、これ個々に見ていきますと、かなり補助団体の要は既存団体の補助がかなりこれウエートを占めちゃっているんです。なかなかこれ歴代の市

長さんもそこに手を加えるというのはかなり勇気の要ることだと思っているんです。ただ、市の存続が数年先に今分岐点だと思っているんですけども、これ今やらないと、恐らくもう牛久市の未来というのはもう衰退する一方だと思っています。

例えば一つ、小さいことですがけれども例を挙げますと、牛久市のバスの利用なんかも団体さんが利用して、利用するに当たって頂く料金は現地の駐車場代だけらしいんです。原油が高騰しているときに、今までどおりのやり方でいいのかといったときには、値上げ分も市のほうで負担していたわけですよ。これはちょっと見直すべきだろうということを言いまして、せめてガソリン代全部とは言いませんけれども、半分ぐらい頂いてもいいのではないかなということで、その利用実績に基づいてその利用団体さんのほうに周知していかなくてはならないというふうに思っています。

これまでの市政運営、ほかの市町村もそうかもしれませんが、大体似たり寄つたりの施策で、また守りの行政といいますか、思い切った施策を打ってこれないというのはやっぱり財源がないからなんです。

議員おっしゃるように、特効薬というのはこれはないと思っているんです。ただ、いつきのきつい状況、要は財源を集中投下してカンフル剂的なことも打っていかないと、なかなか活路が見いだせないといったものもあります。ただやみくもに財源を投入することもできませんし、そこら辺は石橋をたたかなくてはならない部分もあると思うんですけども、前みたいによく選挙とかで出る言葉ですけども、あれもやります、これもやりますというのはこれ昔の話なんです。今はあれをやるか、これをやるかと選択していかないとなかなか行政運営というのはままたまならないと思っております。これは市の財政についての私の考えで、そこら辺はしっかりと見極めていきたいというふうに思っております。

また、市役所の組織改善の件でございますけれども、これも私が就任したときにはある特定の課がもう100時間超えて、年末忘年会とかあと年始の新年会とか終わった後にこの市役所を通るといつまでも電気がついていまして。寄るとやっぱり残業しているんです。先ほども100時間を超えているというのが実績としてありましたけれども、これは去年残業がひどい課は改善はしたんです。ただ、ほかの課もまだそういった同じような状況の課もありますし、あとは時期的なものもあると思います。課によっては、やはりマンパワーも必要なところもありますから1年ではなかなか改善は至らなかったんですけども、その点については引き続き改善していきたいというふうにも思っておりますし、あと産業医さん、市の産業医さんの方がたまたま知り合いで廊下で立ち話をしたときに、かなり厳しく私注意されました。これはもう業務を改善しなくちゃ駄目だよといったことで、かなりきついことは言われたんですけども、何でしょう。先ほど議員もおっしゃっていたとおり、業務の現場を知らないから、要は上はそう言うんだろといったことも、これもちらほら私の耳にも入ってきています。ただ、業務を改善するといっても、今までの業務のやり方ではこれは改善にはならないんですよ。1人の職員がこの仕事は私ということが決められていてほかの職員が手を出せないという状態。ですから、その一つの仕事に対してほかの方もできるようにしていかないと、これっていくらマンパワーを増やしたところで同じ

結果だと思っているんです。ですから、そこら辺はちょっと残業がひどい課の課長にそこら辺の指示はいたしました。

女性の職員の活躍についても、決して女性だから、男性だからという目では私は見ておりません。県のほうは、かなり女性職員の職務に対しての意欲というのが高く、かなりエネルギッシュな方が多いものですから、決してそういう目では見ておりませんが、ただやっぱり業務によっては男性が向く、女性が向くというのもありますから、そこら辺はちょっと臨機応変に対応していきたいというふうに思っております。

最後なんですけれども、組織改善の現状がずっと何年もこのような同じような状態だということで、市役所がもう把握していながらこれを改善してこなかったという体質が、意識がなかったのかなというふうに思っております。これはもう強制的に、この改善は、職員の業務の仕方で反発はあるとは思いますが、これは強力にちょっと推し進めたいなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 市長の率直な御答弁ありがとうございました。

財政に関しても、私も同様に思い……、中断いたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 失礼いたしました。駐車場代のほかに高速道路料金もこれは頂いていますので。そこら辺はちょっと修正いたします。すみません。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 改めまして、市長、率直な御答弁をありがとうございました。

財政の問題、一例でバスの利用を挙げておられましたが、以前私もその点について担当のほうと話をしたことがあります。牛久市の場合、かつて、バス事業を運営している事業者が市内になかったということも私は影響あるのかなというふうに思いましたが、私が調べた時点でも相当数の市民団体が利用している。これは市民団体にとっては大変ありがたいことではありますが、本来市民が負担すべき点というのも一方であるのではないかなというふうにも思っているところで、適切な使用、同じような団体が名前を変えて何度も利用しているなんていうのも実際にございました。そういう意味では、公平性の下に活用していくということは、これはでもほかの市町村にないほど牛久市が恵まれているという点では大変ありがたいと、市民の方はもっと使えるようにしろということで私のところに来たんですけれども、この点もちょっと調べていくうちに違うということが分かったというようなことでありまして、市長の率直な御意見の中になるほどと思うところが多々ございました。

そして私も申し上げているとおり、いつか牛久市、攻めていくときに財政が厳しさを増すということがあるかもしれませんが、これは未来への投資というところで何とか踏ん張っていけるだけの基礎体力は決算状況なんかを見てもあるのかなというふうに思っておりますので、今後公共施設の長寿命化、そもそも市役所庁舎の建て替えという大きな問題もございまして、その点をどう判断していくのか、市長に先頭立ってお願いをしておきたいと思っております。

それから、組織体制の件ですけれども、これも私今回の一般質問に当たるに当たって、少し職員の方とか管理職の方とかに伺ったところで、やっぱり意識がずれているなど。市長の思い、それを受けて、部長さん級の人はどう進めていくのかということを理解しておられ、それを受けて現場を回している課長さん、そして現場に当たっている職員、この階層によって少しずつ受け止め方が違うのがちょっと懸念されたところでありました。それぞれの立場によって、職場の一人一人の職員の健康を守るためにこの削減があるのだということが、ややもするとその職務の前にかき消されてしまっているというのも一方であると思いますので、人員の適正配置も含めて再考をお願いしたいというふうに思っているところで、市長の御答弁に感想を申し上げて大変恐縮なんですが、今後ともよりよい牛久市政運営のため、市民に寄り添う市政運営のために、市長には頑張ってくださいというふうに思っているところでございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、18番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 皆さん、おはようございます。会派日本共産党大森和夫です。

質問通告20番目の最後となりました。どうぞよろしく願いいたします。

通告手順に従って、一問一答方式で行います。

最初の1番として、職員の人員・採用状況について、現状人員、職種、正規、非正規、まず職員の人員などについて伺います。

先般の6月議会でも取り上げました。今回は広報うしく9月1日号でも公表されています。それによりますと、今年4月1日現在、職員数は381名、前年度353人から28人の増加となっております。一方で、大変気になりましたが、退職者の数字でございます。今年3月31日の退職者、一般行政職で定年退職者は該当がゼロ、早期の勸奨退職者が7人、さらに一般的に中堅以下だと思われませんが、普通退職者が19人で合計26人の退職者が出ていることです。今年度の新規採用がさきの一般質問の中では29人が予定されており、これでは差引き実質3人しか増えていない状況じゃないかと思われまして。また、情報では数名の新人の退職者も出ている状況と聞いております。

また、会計年度職員の退職者も11人いたとの広報の記載でした。会計年度退職者については、純粋に昔からのパートタイマーという意識の方と、本当に公務員試験を受けて市役所に就職して公務労働者として住民福祉の向上に頑張りたいという熱意を持った会計年度職員も多数いると思

います。会計年度退職者の退職事由については詳しくは把握できておりませんが、やはり他の市区町村や他の公務員の試験に受かって出ている現況も毎年のように聞いております。

そういった点で、さきの質問のやりとりの中でも残業の状況や休暇の取得状況、労働環境が大変厳しい状況、コロナの影響でやっぱり体調が復活せず辞めた方もいたと聞いております。

今後環境改善とやはり人員増、経験者採用、経験豊富な会計年度職員の正規職員採用のルール化、ほかの公務員への職員採用試験で会計年度任用職員がほかの公務員職場へ流通している状況を鑑み、人手不足の慢性化がなっているんじゃないかと思われれます。

そこでまず第一に現状人員、職員の人員と職種、正規職員、非正規職員の数について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和6年8月1日現在の常勤職員の人数は394人で、その内訳は一般行政職は390人、現業職は4人となっております。なお、現業職4人のうち運転手は3名となっております。

会計年度任用職員の令和6年8月1日現在の人数は、短時間勤務者を含めた実数では567人となっております。なお、そのうち自動車運転手は5名です。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 2番目に、6月議会の一般質問でも伺いましたが、そこでは職員定数が430人と伺いました。現在の職員の定員や実数、職種別人員、これは現在の最新状況ではどうなっているか質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 定員管理上の職員数ですが、令和6年5月1日時点で395人であり、職員の採用目標である令和10年度の職員数430人を職員定数として考えた場合は、最新の職員数との比較では35人不足している状況でございます。

会計年度任用職員につきましては567人で、常勤職員の業務補助が原則となっているため、目標数及び定数についてはございません。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 定員管理上430人で35人が不足している状況で、来年度採用に向け今年度についても複数回の採用試験、条件によっては早期に今年度からの早期採用を要請いたします。ぜひ人員増と効率的事務の推進、デジタル化を進めていただいて、残業縮減、メンタルヘルスの減少に努力していただきたいと思います。

3番目に、運転手の有効活用について伺います。

さきの一般質問でも明らかなように、運転手不足によるかかっぱバス、うしタク、関東鉄道の路線バスの運行時間短縮など、影響が大変出ている状況と伺いました。働き方改革の就業時間規制、残業規制で運転手の取り合いが官民競合で行われ、なかなか運転手が見つからない状況が社会問題化となっていると思われれます。職員採用が運転手さんは追いつかない状況で、全国で運転手不足が蔓延しています。

一つの解決策としては、牛久市が運転手を直接雇用して、かっぱ号、うしタク、関東鉄道に市の運転手を派遣して、増車と運行時間の拡大を図るなど、直営運転手制度が求められますが、こういった状況については市の考えはいかがですか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 牛久市の技能労務職員の任用に関しましては、平成19年度の総務省通知に基づき、牛久市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を策定してございます。その中で、技能労務職員については退職者不補充、新規採用の凍結を牛久市の方針としております。

また、議員御指摘の運転手不足の状況で、民間事業者と競合する中、公用バスの運転手確保も綱渡りの状況であり、市といたしましてはバス事業を拡大する考えはございません。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 運転手を採用する考えはないというお答えでした。しかしながら、こういった社会問題、国の考えも考え直す必要があるかと思えます。運転手を専門非常勤職員として採用し、給与と身分保障を図る牛久市独自基準が必要だと思われれます。今後、政府の運転手、現業職の採用、給与規制を変えることが求められると思えます。今後十分検討していただき、私たちの立場でも政府や関係機関に要請をしていきたいと思えます。

次に、2番目、不登校の数・対策・実績について伺います。

不登校の統計は年間30日以上欠席者で、病気や経済的事由を除いたものと規定しています。6月の議会答弁では、小学校が78人、中学校が124人、合計で202人の不登校児がいるという内容で、内訳としては小学1年が1人、小学2年が3人、小学3年が10人、小学4年が15人、小学5年が24人、小学6年が22人、中学では1年が33人、中学2年が45人、中学3年が46人で、高学年に向け上昇している。原因としては無気力、リズムの乱れ、遊び、非行などと伺いました。今後対策の充実とフリースクール対応などPRに努めると回答をいただきました。

毎年、文部科学省が10月に全国の統計値を発表しています。昨年の10月は、先般も報告しましたが、文科省が日本の小中学校における不登校の児童生徒を含む長期欠席者の数は約46万人で、そのうち不登校児童生徒は約30万人とのデータを発表しています。学校に行けていない子供たちの9割は家庭で過ごし、3割はどこにもつながっていない実態があります。地方自治体によっても支援の格差があり、国の責任として子供たちの安心・安全な学びを保障できるよう求められていると考えています。精神的にも経済的にも不登校の親は厳しい環境に置かれている状況もありますし、子供にとって一番の環境は親であり、親を支えることも喫緊の課題であると認識しております。

そこで、直近3年間の不登校数とその増減事由について、牛久の状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 令和3年度から令和5年度までの直近3年間で30日以上欠席した不登校児童生徒数は、令和3年が176名、令和4年度が230名、令和5年

度が202名となっています。

これらの結果から、令和4年度をピークに不登校児童生徒数は減ってきております。

新たな不登校を未然に防ぐ取組として、担任が児童生徒と面談する時間の確保や、タブレットを活用した心の健康観察の市内全校への導入等をしております。

また、中学校の校内フリースクールの充実を図り、一人一人の状況に合わせ無理のない段階的な登校の体制をつくっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 不登校の実態が、1年ですけれども若干減っているというところは伺いました。

文部科学省では、昨年10月17日に不登校いじめ緊急対策パッケージについて発表しております。1番目に、不登校緊急対策として、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、昨年3月に取りまとめた不登校対策であるCOCOLOプランを前倒しし、次の取組を進めるといって発表しております。

第一に、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保というところで、その内容は落ちついた空間で学習、生活できる環境を学校内に設置するため、校内教育支援センター、スペシャルサポートルーム等未設置校への設置を促進すること。次に、学校内外で支援が受けられていない児童生徒がオンラインで自宅などから学べるよう教育支援センターのICT環境整備をすること。次に、どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化することを目的とした教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化をすること。

2番目としては、心の小さなSOSの早期発見をするというところで、アプリなどによる困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見、早期支援を目的とした心の健康観察の推進をうたっています。1人1台端末を活用した子供のSOS相談窓口の集約周知、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実、加えて不登校施策に関する情報が児童生徒や保護者に届くよう情報発信を強化するため、3番目として情報発信の強化をうたっています。

大きな2番目としては、いじめの緊急対策をうたっておりまして、いじめの重大事態化を防ぐための早期発見、早期支援を強化するため、第一にいじめの早期発見の強化、ここではアプリ等によると思いますが、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見、早期支援を目的とした心の健康観察の推進、1人1台端末を活用した子供のSOS相談窓口の集約周知、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実、3番として学校における組織的対応を支える取組というところで、ここでは不登校、いじめに関する緊急的な取組を早急に進めるとともに、学校における指導、運営体制の整備など、学校における組織的な対応を支える以下の取組を進めると言っております。

その内容は、学びの多様化、学校の設置促進やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携の推進、高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障、

保護者の会など保護者への支援など、令和5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策の継続実施、また学びの多様化、学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導、運営体制の緊急的な整備をする。また、学校・いじめ対策組織にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールローヤー、スクールサポーターなどの外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりの推進とっております。

こういった対策を牛久市でも進めている状況ですが、よりきめ細やかな充実したサポートが必要だと思われま。不登校を本当に減らす。現在のやり方をアップデートする。市長が政策公約で言っているゼロ政策に不登校児をゼロにするを加え、今後メール対応やバーチャルスクール開設、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールローヤー、スクールサポーター等の独自の牛久市の増員配置を早急に対応することが求められていると思われま。また、30日間で不登校を解決する民間プログラムなども出ておりますので、そういったシステムの導入などの検討をお願いいたします。

次に、不登校の子供たちへの定期健康診断の対応で、学年の検査だけでは受診できない状況があるかと思われま。そういう場合、児童の病院での健康診断の検査や費用対応はどうなっているのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 令和6年度の7月までの不登校児童生徒数は94名であり、全ての児童生徒が学校内外の機関等と連携が取れております。

不登校児童生徒数94名のうち、定期健康診断を1項目でも受診できた児童生徒数は62名です。

受診できていない児童生徒にも、全ての学校で児童生徒や保護者に対して受診するための連絡をしております。具体的には、放課後に登校したときに保健室での測定を進めたり、学校医への受診を勧めたりしております。

これからも児童生徒の社会的自立を目指して、学校と児童生徒や保護者が定期的に連絡ができる体制づくりに努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 不登校児94名全てに連絡がついているという状況と、定期健康診断は62名受診できていると回答をいただきました。一方、その差である32名が現在受診できていないというところでは、勸奨行動を行っているところを拝聴いたしました。やはり子供の健康については、やはり子供だから元気で当たり前という考えは捨てて、やはりいつ突発的な病気や発作が出たり、昨今のウイルス、コロナなど急に発生する可能性もございますので、よりきめやかな対応で早期に毎年の健康診断が受けられる努力を引き続きお願いしたいと思います。

次に、3番目としまして運転免許証の返納対策について伺います。

高齢者に過去にはPRの意味でバス券の交付を過去に行ったと聞いております。高齢者の免許

証の返納が社会的問題になったり、交通事故のニュースも大分多くなったり、家族の心配を聞いてやむなく免許証を返納している高齢者の声も伺っております。やはり車がないことによる買物のお出かけや病院の通院、ちょっとした用事に出るにもなかなか交通の便がない。今回の一般質問でも明らかになったようにバスの運行時間が減ったり、うしタクについても希望どおり利用ができない、そういう声が聞いております。高齢者の社会的参加にはやはり交通の足の確保が重要であります。そういう意味では、現在うしタク5台と聞いておる現状ではなかなか利用できない、融通ができない状況だと思われまます。

そこで1番目としまして、交通援助策として、高齢者が次に大分購入している電動自転車の購入費の助成や引き続きバス券をまた交付すること、タクシー利用券の交付、シルバーカーの購入費の助成、歩行つえの支給など。また、最近では国産自動車についても自動ブレーキの機能がつくオプション機能が付加されております。そういった自動車の自動ブレーキのオプション機能の追加料金の補助や自動車運転の診断アプリの補助など、今後考えられることが多数あるかと思いますが、現在の牛久市の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 市では、高齢運転者による交通事故の抑止と運転免許証の自主返納の周知を目的に、平成27年8月から令和3年3月まで、「牛久市高齢者運転免許自主返納支援制度」を創設し、支援を実施しておりました。

支援の内容につきましては、高齢者が加齢等による身体機能の低下を自覚し、その状態での自動車運転の危険性を感じたときに、運転免許証の自主返納を考える「きっかけづくり」のため、市内に1年以上居住している65歳以上の運転免許証保有者が、運転免許証を自主返納した場合に、2万円相当のかっぱ号回数券などの特典を提供したものです。

この支援制度の実施期間中である令和元年4月に東京・池袋で発生した死者2名、重軽傷者9名を数えた高齢運転者による暴走事故をきっかけに、高齢運転者による交通事故がニュースや新聞等の報道で大きく取り上げられるようになり、高齢者の加齢による身体機能の低下等が原因で発生する交通事故の危険性と、運転免許証の自主返納制度が社会的に広く認識されるようになりました。

これらの状況から、高齢者が運転免許証の自主返納を考える「きっかけづくり」としての役割を果たしたこと、特典であるかっぱ号回数券について、お住まいの地域のバス路線等の整備状況によって不平等感があることなどに鑑み、運転免許証返納に関する支援制度につきましては令和3年3月末をもって終了しております。

また、現在のところ、高齢者の運転免許証返納を要件とする交通支援策を再び実施する予定はございません。

ただし、現在、運転免許証返納を要件としない高齢者に対する交通支援を実施しております。

具体的には、市内全域を運行区域とする牛久市乗合タクシー「うしタク」において、65歳以上の方を対象に1乗車当たり700円のところを600円へ100円の割引を実施しております。

また、歩行に支障を来す65歳以上の高齢者の生活行動範囲を広げるために、シルバーカーや

歩行づえの購入費として1年度につき1人最大5,000円を助成する外出支援用具購入費助成事業を実施しております。

市が実施する交通支援につきまして、市民の皆様が御自身に合った交通支援制度を選択して御利用しやすいよう、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 うしタクの利用については1回当たり100円安くなるということでございますが、さきの他の議員からの質問でも明らかなように、やはり市民からは使いづらい、利用時間が確保されない、それも運転手の不足の影響かと思われませんが、増車できなかったということも伺っております。そういう点で、やはり免許証を返納した事業としてはまだまだ全然不十分ですので、今後の早急な研究と検討、実現を求めてまいりたいと思います。

次に4番目に、茨城県の県内水道一元化について質問いたします。

まず第一に、水道一元化の状況です。茨城県は2022年、令和4年2月に茨城県水道ビジョンを策定し、茨城県水道の理想像、安心、強靱、持続の実現を目指し、広域連携に取り組む方針を示しました。そしてその年の2か月後の4月、広域連携等に係る研究会を設置し、市町村など水道事業者とともに、広域連携等の具体的な方策の検討を実施しました。また、翌年の2023年3月には茨城県水道事業広域連携推進方針、これは市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化を検討するための素案を策定しました。広域連携の基本方針は、当面10年間で県南水道では水道料金の統一を必要としない統合である経営の一体化や、浄水場など水道施設の全体最適化を進めるものでした。

次に、同じ年の2023年10月には水道事業に係る広域連携検討調整会議を設置し、水道事業の経営の一体化や管理の一体化などに向けた具体化の検討を実施しました。ここでの検討状況では、2023年の年度末、いわゆる今年3月に給水人口及び水需要予測を発表しています。それは、県全体で給水人口は令和3年で269万人いましたが、令和52年度には210万8,000人でマイナス58万2,000人と推計しています。また、1日の最大給水量は、令和3年で97万2,000立方メートル、令和52年の予測では80万9,000立方メートルで、マイナス16万3,000立方メートルと予測しています。そして統合先は茨城県企業局としています。

広域連携シミュレーションとスケジュールでは、県南水道は経営の一体化による概算効果で給水原価の推移を整理しています。

昨年、今年の12月末までに市町村など水道事業者には水道事業の経営の一体化や管理の一元化に向けた意向調査の回答期限となっています。そして、今年度末、来年3月末までに基本協定を締結する予定としております。茨城県の県南水道事業の広域連携に向けた検討について伺います。牛久市が参加する県南水道が各市町に意向を集約して回答する段取りだと思っておりますが、牛久市としての現在の検討状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 茨城県内の水道事業の広域連携については、茨城県水政課が主管する「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」の全体会がこれまでに4回開催されております。当該会議は県内の水道事業者を対象として開催され、これまでは県南水道企業団が参加しておりましたが、当市といたしましても水道事業の行方に関わる情報を収集する意味で、8月29日に開催された第4回の全体会に参加いたしました。

会議の中で大枠のスケジュールが示されておりましたが、県の説明によると経営の一体化及び施設の最適化に係る意向については、令和6年12月までに市町村をはじめとした各水道事業者の意向を取りまとめ、来年2月をめどに経営の一体化に係る基本協定の締結を行いたい旨の説明がございました。

県南水道企業団では、現時点において統合する場合の条件やその他協定の内容等についてまだ整理されてない事項が多くあることから、全体会においても早期にこれらを示すよう県に求めている段階でございます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 スケジュール等についても牛久市も第4回に参加して状況を把握できたというところを伺いました。私が情報を得ている県内の協議状況でございますが、県庁の水戸市が水道一元化には参加を表明して、また鹿行地域の鉾田市が経営収支は黒字8億円であります。鉾田市が参加予定を県内で唯一表明しているという情報を得ております。

さきの2011年の東日本大震災では、県内の水道が独自水源で給水の確保ができた実績がございます。国や県は設備機器の更新の補助をやめて、都道府県単位で一元化を狙っている状況が上部機関ではある状況でございます。また、国が水道水の有機フッ素化合物PFASの調査を求め、今月までに数値結果の報告を各全国の市町村と事業者に向けている状況だと聞いております。水道問題に関連して、茨城県が市町村に供給している水道の供給単価を調べてみますと、全国都道府県の中でも高い部類に入る。県ごとの供給単価は平均の数字ですが、県平均でも茨城県の県水は全国5番目に高く、用水供給事業ごとの内訳単価を見ると、県中央がいかにか高いか、また県内では安いとされる鹿行、県南、県西も全国と比較しますといずれも高い状況でございます。

県の水道は、毎年黒字決算を続けており、令和4年度の単年度決算でも41億円の黒字でした。市町村の要望に応じて料金や契約水量を県は見直しすることもせず、1県1水道を押しつける。こういった茨城県の方針に私としては反対です。東日本大震災で独自水源で水道供給が確保できた今の状況を維持することが安全対策であります。霞ヶ浦導水事業の高い水道を買うことより、独自水源を守り、現行の県南水道を継続維持を求めていきたいと思っております。

2番目として、県南水道の牛久市の水道の災害対策について伺います。非常用電源や給水車などの対策は現在どういう状況か伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 県南水道企業団によると、県南水道全体の基幹管路では令和4年度末時点で総延長261.97キロメートルのうち131.61キロメートルが耐震適合化され、耐震適合率は50.24%、牛久市内で考えると総延長58.75キロメートルのうち34.59キロ

メートルが耐震適合化され、耐震適合化率は58.87%となり、国平均の耐震適合化率は42.3%ですので、牛久市内の耐震適合化率は全国平均を16.57%上回っているほか、県南水道全体を8.63%上回っている状況でございます。

県南水道企業団としましては、今後も管路全体の耐震適合化率を年平均1%向上させることを目標として、引き続き耐震化に取り組んでいく予定であると伺っております。

なお、配水場のうち浸水想定区域内にある箇所については、浸水対策に向けた整備案を作成しているとのことですが、牛久市内へ水を供給している牛久配水場と若柴配水場につきましては浸水被害は想定されていないとのこと。また、各配水場には非常用発電設備が備わっており、それらの耐用年数を見据えた更新や新設の検討も行われているとのことでした。

給水車に関しては、市で1台所有のほか県南水道企業団で4台保有しておりますので、災害時に断水が発生した場合には、県南水道と協力して応急給水活動に当たってまいります。

今後も県南水道企業団との情報交換を密にし、市民への生活にとって大切な災害時の飲料水の確保対策について取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 全国平均や県内水道の中では牛久市はより高い維持のそういった災害対策がもられているという状況を伺いました。さらなる平均より上回っているからいいということではなくて、今年も能登半島地震、宮崎県の南海トラフを想定される地震等々、地震はいつ来るか分かりません。早急な対策前倒し。なかなか財政状況も厳しい状況ですが、牛久市からも意見を伝えながら連携してより早急に進める対策を要望いたします。

最後に、5番目としまして、歩行者・市民の安全対策について伺います。

市長を先頭にタウンミーティングを行って各地域からの意見集約をしていただいて、いろいろと市民要望実現のために奮闘していただいたことに感謝を申し上げます。各タウンミーティングでも各地域から要望が出されて大変な状況は分かっておりますが、より市民の生命安全対策第一で実現をお願いしたいと思います。

まず第一に、通学路の自動車減速帯をつくる安全対策です。

自動車やバイクなどスピード超過の通学路が大変目立っております。私も大分見ておりますし、父兄からもそういった意見や要望が私のところにも聞いております。速度制限、現行時速40キロが多い私の近所の道路でも、明らかに60キロ、70キロ以上のスピードを出している自動車、バイクが多数見受けられます。最高速度制限を守らせるためには、各地域で行われている路面の凹凸板の設置やS字道路にすること、パイロン・ドラム缶を置いてS字を増やすこと、減速帯を設ける。こういうことが求められていると思います。

歩道などについても歩行者の安全対策が求められておりますので、そういった段差解消についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 牛久市では通学路の安全確保を目的として、市内各小中学校及び義務教育学校と教育支援課や地域安全課、道路整備課などの市関係各課、牛久警察署や竜ヶ崎工事事

務所などの関係機関が共同で通学路合同点検を毎年実施しており、各学校で取りまとめた危険箇所の情報共有をするとともに、順次安全対策を実施しているところです。また、令和元年に滋賀県大津市で発生した保育園児2名が巻き込まれた交差点事故や令和3年に千葉県八街市で発生した児童5名が巻き込まれた事故などを受け、交差点への車止めや防護柵の設置、車両の速度抑制対策などを強化し、鋭意整備を進めてまいりました。

一般的に車両の速度抑制対策としては、道路幅員を部分的に狭くする「狭窄」や、道路線形を鋭角にする「クランク」、路面を部分的にかまぼこ状に盛り上げる「ハンプ」、路面のカラー化や直接文字を表示する「注意喚起」などがあり、最近ではこれらを2つ以上組み合わせたハイブリットな対策も増えております。

牛久市内においては、これまでに各小中学校への通学路に「ハンプ」や「狭窄」、「カラー化などの注意喚起」、「防護柵」などの整備を行っております。一例を挙げますと、昨年度に一厚踏切から国道6号にかけて、通学路合同点検で要望のあった横断歩道の新設、路肩のカラー化、路面標示による注意喚起を実施しております。

今後も通学する児童・生徒や歩行者の安全を確保するために、危険箇所の抽出を進めるとともに、必要性の高い箇所から順次対策を実施してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 2番目に、上池台地区と第八岡見地区の連絡路の拡充・安全対策を伺います。車がなかなか擦れ達えない、歩行者予防柵もない。下り・上りの片側1車線で歩行者や通学児童生徒の安全対策が急務です。なかなか下り・上りのきつい細い道なので、懸案になっているかと思いますが、今後の改修工事の予定などについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 御質問の上池台団地と第八岡見団地を結ぶ市道584号線は、両団地に挟まれた区間につきましてはガードレールや外側線が設置されております。過去の通学路合同点検におきましても当該路線について、児童と車両等の接触防止策について議論がなされておりますが、解決案が定まらず対策実施には至っていない状況です。

両団地に挟まれた区間は、道路と隣接地の高低差がある箇所や水路、のり面などが存在し、地形的な課題も多く拡幅整備は現実的に困難であると考えておりますが、歩行者の安全確保策として、歩行者通行帯のカラー化による注意喚起やポストコーンなどによる歩車分離など実施できる対策を検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 3番目に竹の台地区です。この地区は国道408号線に位置し、北側は小野川に向かって傾斜地となり下っています。降雨時には雨水が小野川方面に向かって流れ、昨今の線状降水帯やゲリラ豪雨では、より洪水状況となっている現状です。竹の台のお隣の常磐線沿線、むつみ地区でも同じような傾斜地でございますが、こちらでは幅50センチ、深さ70

センチほどの大型側溝の交換工事が終了して、大規模な洪水発生がなくなったと伺っております。そのお隣の竹の台地区も、数年前に下流部の理髪店前に大型側溝を横1本5メートル設置していただき、一部洪水発生がなくなりましたが、残りの側溝の縦線2本で洪水が発生し、土砂も道路や敷地に流入し、市民が不定期に土砂を片づけている状況です。縦線2本の横への排水誘導側溝の設置と既存の幅と深さは僅か25センチしかありません。この25センチの側溝をむつみレベルに幅50センチ、深さ70センチの大型側溝への変更を求めます。

洪水時には道路が川となり、水深が最大25センチ以上の道路では、足元をすくわれ流される危険が発生します。高齢者や子供が転倒し、流される危険が大きい。こういう状況でございます。これも自治会から15年以上前から要請している案件です。この対応についてはどういう状況か伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 牛久市内には昭和40年代に民間事業者により宅地開発された団地が数多くあり、御質問の竹の台団地もその一つでございます。宅地開発から既に約60年経過しており、開発当時の資料や情報が残存しておらず、排水計画などが把握できない状況です。

御質問の箇所につきましては、8月に開催しました中根小学校区タウンミーティングにおいても御意見をいただいております、現地の状況は把握をしております。竹の台団地の地形は全体的に南西から北東に向かい低くなっており、当該箇所におきましても地形に沿って雨水が集まりやすく、また、道路線形が直角に曲がりU字溝内の雨水の流れが阻害されることや、下流側のU字溝の排水能力が不足しているなど、排水不良につながる要因が重なっており、大雨時にはU字溝から雨水があふれる状況です。

今後、下流側のU字溝を大きなものに改修し排水能力を確保するなどの対策を、国からの交付金の活用も含め検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 今後の検討状況を伺いました。やはり下流部のL字型、以前にも先ほども申したように、縦線2本が真っすぐ約70メートル、雨水が通路2本の側溝がそれぞれ走っておりますが、直接それが横に逃げる道がないんですね。ですから、70メートルの約幅の雨水が全て道路2本のところを下ってくる状況でございます。そういう点では横に逃がす側溝の対応も必要かと思われますので、その点も含めて検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

なかなか厳しい財政状況と財政調整基金の使い方も今後の課題かと思われます。今後の牛久市当局、市長、管理職、職員の皆様の決断と実行力を期待して、私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、10番大森和夫議員の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時30分といたします。

午後0時21分休憩

午後１時３０分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２、議案第５０号ないし日程第１４、議案第６２号の１３件、日程第１５、認定第１号の１件、日程第１６、意見書案第６号及び日程第１７、意見書案第７号の２件を一括議題といたします。

○

議案第５０号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５１号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第５２号 令和６年度牛久市一般会計補正予算（第２号）

議案第５３号 令和６年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５４号 令和６年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）

議案第５５号 令和６年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第５６号 令和６年度牛久市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第５７号 令和５年度牛久市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第５８号 訴えの提起について

議案第５９号 工事請負契約の締結について

議案第６０号 物品購入契約の締結について

議案第６１号 物品購入契約の締結について

議案第６２号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

認定第 １号 令和５年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

意見書案第６号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書の提出について

意見書案第７号 慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の潜在的な患者に対する適切な応を求める意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 これより議案第５０号ないし議案第６２号の１３件、認定第１号の１件、意見書案第６号及び意見書案第７号の２件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は自己の意見を述べるができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭かつ簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。答弁に際しては、的確かつ簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願いいたします。

初めに、議案第５０号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号についての質疑を許します。12番出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 57号についてちょっと質疑をいたします。2億2,000万円の剰余金が出ているようなんですが、この2億2,000万円の剰余金が出ている理由について教えてください。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えいたします。

まずこの利益につきましては、下水道事業会計につきましては公営企業会計ということで収益的収入支出、それと資本的収入支出に分かれます。複式簿記を採用していますので、実際に現金の動きのない減価償却であったり、当時整備したときに補助金等を入れているものを減価償却に合わせて収益化する長期前受金戻入というようなもの、収入にも支出にも現金の動きを伴わない帳簿上の数字があるということがまず大前提でございます。ですので、それが実際予算上は全て賄えるような予算を組みますけれども、実際には支出が伴わない数字だけのものがある。同じく数字だけの収入もございますけれども、そういうところから、実際には内部に留保されていく資金があるというのが一つの理由でございます。

また、こちらにつきましては今年度から令和6年4月の使用分から使用料というものは改定させていただいていますが、それまでについては使用料収入では賄えていない部分、基準を超えて一般会計から繰入れをさせていただいていたという部分で、そこで先ほど言ったような非現金科

目の部分というものが内部に留保されてきたということで、実際にはそれも繰入金も含めてですけども、そういう利益という形で内部に留保できたということです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。昨年度、下水道料金を値上げしていると思うんですが、これの影響というのはどうなんでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えいたします。

値上げにつきましては、今年度に入ってから料金改定4月使用分からということで、実際に4月使用分というのは6月になって収入として入ってきますので、こちらについては今回の剰余金の中には含まれていないという形です。

それとすみません。先ほどもう一点言い忘れましたけれども、内部に留保されるもう一つ大きなもの、消費税ですね。使用料収入の中には、使用されている方が消費税としてお支払いいただいているものが含まれています。本来はそれを事業者が納税をする形になるんですけども、うちが牛久市が工事として発注する工事発注の中に消費税が含まれて発注をしますので、その発注した分の消費税については確定申告から、何でいうんでしょう、差引きができるということで、そこでも内部留保ができるということも加えて御説明にさせていただきます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号についての質疑を許します。9番遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 それでは、認定第1号について、不用額について質問をしたいと思えます。決算委員ではありませんので、質疑に取り入れます。今回の不用額につきましては、令和4年の3月補正より減額補正を100万円から50万円に引き下げたということがあります。この5年度決算にどのように表れているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 不用額での御質問ですが、不用額につきましては、令和たしか令和3年度の決算が出まして、そのときの決算特別委員会の中で、ちょっと不用額とはちょっと異なりますけれども、実質収支額、それが令和3年度決算では21億5,000万円ほど出ていたことから多いのではないかと御指摘を受けてございました。それを受けまして、今議員おっしゃったように、令和4年度の各事業の執行残額が50万円以上出る事業につきましては、全部3月補正のほうで減額してくださいよという形で通知を出しておりまして、令和4年度、令和5年度とも同様に50万円以上執行残がある事業については、全額3月補正で減額しているところでございます。

その結果、令和4年度、5年度を比較しますと、不用額で見ても実質収支額を見ても、確かに減額の効果は表れております。ただ、不用額の減額した効果という形では私のほうは捉えていなくて、要するに不用額が減ったからいい、悪いということではございません。大事なことは、予算の執行が計画どおりに執行できたのか。また、最少のコストでかつ最大の効果による市民サービスを提供することができたのが重要であると考えてございます。

各課におきましては、今回決算の状況が出ましたので、その状況をまず振り返っていただいて、まだ半年間、予算の執行がございましてから、その予算の執行にまず生かしていただきたい。それと、今月末から令和7年度予算に向けて編成作業、各課においては要求作業になりますけれども、その中でこの決算のほうを生かしていただければと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今部長のほうの答弁ございました。この中に、不用額が減になっても執行率が下がったという状況が見られました。その理由としては、翌年度の繰越額が増加によるものだというのは理解します。いろいろと資料を頂いておりますので、その辺は分かるわけなんですけれども、それであっても今回の5年度の決算、財調から繰り入れることなく予算編成をされて、そして約7億円積み立ててありますよね。今度の今の補正予算では、今度の決算確定によりまして、財調約3億円ですか、それから公共施設の基金のほうにも5億円、このように積み立てられているということは、今のことから見ても、5年度の牛久市の決算というのが財政運営が良好だというふうに私どもは考えます。しかし、今市民の方からよく言われるのが、牛久はお金がないということを私どもよく聞くんですね。そういうことから、納めた税金が本当に市民サービスに使われているのか。これをやっぱりもっと真摯に私ども向き合わなきゃいけないんじゃないかなと思います。そして、そのようなつながるような財政運営をこれからも求めていきたい

と思うんですけれども、今回の決算によって、市民サービスが決して、何ていうんですか、落ちてないというか、執行率だけでは見ることができない部分というのがあるんですが、その辺を担当課としてどういうふうに判断をしていくのか伺いたしたいと思います。

先ほど不用額が、今回は13億1,961万円ですか。前年比で約35.9%減、7億3,800万円ぐらいのことが減っているよということで数字からは見えるんですが、こういう数字から見えるところは決して住民サービスが、執行率が下がったからそこが落ちているということは私も考えたくないんですが、その辺の判断をどういうふうにされたのか伺いたしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 今、市民サービスの低下につながってないのかという御質問だと思いますけれども、当初予算のときには確かに公共施設の老朽化対応とかにつきましては平準化を図るべく予算のほうを認めるものと認めないもの、その他事業も確かにございます。ただ、その後、補正予算を編成する段階では各課の要望を全て応えているところでございまして、そういうことを鑑みますと、決して不用額は確かにございますけれども、先ほど御質問ございました積立してしているとはいえ、市民サービスの低下にはつながっていないものと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で意見書案第7号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号ないし議案第62号の13件、認定第1号の1件、意見書案第6号及び意見書案第7号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドブックス掲載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

つきましては、受託案件を審査終了の上、来る27日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第18、休会の件を議題といたします。

—————○—————

休会の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。明日13日から26日までの14日間は、委員会審査、土日、祝日及び議事整理のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、明日13日から26日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分散会